



令和7年5月30日

午後4時

一関市中小企業物価高騰対応臨時交付金を交付します

エネルギーや原材料、人件費などのさまざまな価格高騰の影響を受ける市内の中小企業者などに対し、事業の継続を支援するため、交付金を交付します。

1 対象者

(1) 中小企業者で、法人にあつては、市内に本店を有する事業者、個人事業主にあつては、一関市住民基本台帳に記載されている者となります。

(2) 次のア～キに掲げる者は対象外となります。

ア 次に掲げる市が実施する事業の交付金交付対象者である事業者

- ① 一関市児童福祉施設物価高騰対策支援交付金
- ② 一関市福祉施設物価高騰対策支援交付金
- ③ 一関市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援交付金
- ④ 一関市農業経営体物価高騰対応臨時交付金

イ 農林漁業収入を主とする個人事業主

ウ 大企業およびみなし大企業

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業事業者

オ 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者

カ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体

キ 上記の他、本交付金の趣旨に照らして適当でないと判断される事業者

2 交付要件

以下の2つの要件をいずれも満たしていることが必要です。

(1) 雇用：申請日時点において従業員※を1人以上雇用していること

※ この交付金において雇用形態（正社員、アルバイトなど）は問いません

(2) 事業継続：申請日時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

3 交付額

法人は5万円、個人事業主は3万円（1事業者1回限り）

4 申請受付期間

6月2日（月）から9月30日（火）必着

5 申請方法

オンライン申請または郵送提出

6 交付金に関する問い合わせ先

一関市物価高騰対策本部（経営支援班）

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号 一関市役所本庁5階

電話：(0191) 21-8730(ダイヤル)

※ 詳しくは添付のチラシを参照してください

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

商工労働部 商政・労政課 商政係 主任主事 熊谷

電話：(0191) 21-8412(ダイヤル)

FAX：(0191)31-3037

メールアドレス：shosei@city.ichinoseki.iwate.jp